

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和4年8月30日（火） 午後1時25分から午後3時15分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他14名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和4年7月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査 学校教育課：学校監査（師勝小学校、師勝南小学校、師勝北小学校、師勝東小学校、師勝西小学校、師勝中学校、訓原中学校及び熊野中学校） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3150 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年10月7日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 まみや 文枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

小学校5校（師勝小学校、師勝南小学校、師勝北小学校、師勝東小学校、師勝西小学校）及び中学校3校（師勝中学校、訓原中学校、熊野中学校）

対象期間 令和4年4月1日から令和4年8月30日までの所管事務

実施期間 令和4年7月20日から令和4年8月30日まで

2 監査の概要

北名古屋市内小中学校のうち半数の8校を当該監査対象とし、学校運営に係るもののうちタブレット端末、Apple TV 及びモバイルルーターについて、所管している学校教育課及び学校関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係者から説明を聴取して、適正に管理が行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各小中学校のタブレット端末、Apple TV 及びモバイルルーターの管理について、一部において是正を要する事項が見受けられたため、関係者に指摘して是正指導を行った。監査対象小中学校の概要及び監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査対象校の概要

ア 小学校

(ア) 師勝小学校 児童数 629 人 クラス数 21

タブレット端末 661 Apple TV 27 モバイルルーター 10

- (イ) 師勝南小学校 児童数 623 人 クラス数 23
タブレット端末 656 Apple TV 16 モバイルルーター10
- (ウ) 師勝北小学校 児童数 423 人 クラス数 17
タブレット端末 448 Apple TV 21 モバイルルーター10
- (エ) 師勝東小学校 児童数 471 人 クラス数 22
タブレット端末 497 Apple TV 22 モバイルルーター10
- (オ) 師勝西小学校 児童数 670 人 クラス数 25
タブレット端末 705 Apple TV 17 モバイルルーター20

イ 中学校

- (ア) 師勝中学校 生徒数 621 人 クラス数 20
タブレット端末 663 Apple TV 26 モバイルルーター10
- (イ) 訓原中学校 生徒数 373 人 クラス数 14
タブレット端末 405 Apple TV 9 モバイルルーター20
- (ウ) 熊野中学校 生徒数 358 人 クラス数 13
タブレット端末 395 Apple TV 10 モバイルルーター20

(2) 監査の結果

師勝西小学校において、タブレット端末 1 台が所在不明となっていた。タブレット端末は、GIGA スクールの取り組みにおいて、令和 2 年度に学校教育課が購入（税込購入価格：45,000 円/1 台）して児童・生徒へ 1 人 1 台配備し、教育での活用を始めた。

タブレット端末の大半は教師、児童・生徒へ貸与しているが、急な故障等に対応するため予備機を数台ずつ各学校へ配備しており、この予備機が所在不明となった。予備機を使用する際は使用簿に記録する運用をし、使用記録は令和 3 年 10 月 25 日が最終であったが、使用・返却を確認する担当者を定めておらず、記録せずに使用することも可能な状態となっていたため、実質的に誰が最後に使用したか不明である。

タブレット端末の学校への配備に際して、学校教育課は個人情報記録しないよう指導しており、現在は所在不明のタブレット端末に遠隔操作でロックをかけて使用できない状態にしてあることから、現時点において個人情報流出等の被害報告は受けていない。

【指摘事項】

ア 情報機器の保管場所について

常時貸与していない一部の情報機器について、施錠せず誰でも持ち出せる場所に保管している学校があるが、施錠できる場所で保管管理すること。

イ 情報機器の管理について

情報機器の保管について管理者を定め、常時貸与していない情報機器の一

時的な持ち出しや、故障・修理のための返却等の異動がある場合は、管理者が確認し、持出日、返却日、持出理由、持出者等を記録すること。

ウ 個人情報の取り扱いについて

教師、児童・生徒へ貸与するタブレット端末について、個人情報を記録しないよう定期的に周知すること。